**平成２４年（フ）第５６３４号**
兵庫県宝塚市中筋山手１丁目２番10号　サンパレス21中筋山手１階102号、申立時の住所兵庫県宝塚市中山寺１丁目14番20号　プリヴェール中山101号
破産者　日吉　　健
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５６９３号**
大阪府枚方市東中振２丁目８番30号
破産者　樫原　利枝
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５７３８号**
大阪府枚方市長尾谷町２丁目１番地の１512
破産者　間瀬　義和
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５８１６号**
大阪市生野区田島３丁目５番45号
破産者　安田栄善こと　朴　　栄善
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第１０８７号**
堺市東区日置荘西町５丁24番５―201号、前住所堺市東区丈六360番地８
破産者　今岡　良一
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第１１１８号**
奈良県御所市大字玉手７番地の６
破産者　西川　豊司
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２３年（フ）第１５９号**
徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字本浦中112番地３
破産者　當喜　正勝
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第８８号**
大分市久原中央３丁目２番25―403号　ドエル久原、開始決定時の住所大分市原新町３番15号　サーパス原新町705
破産者　宗岡　壽美
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第６２号**
鹿児島県姶良市脇元728番地30　ハイツマック101号
破産者　池田　勝紀
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２４年（フ）第１９４号**
盛岡市若園町２番５号
破産者　中村　笑子
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第４１号**
宮城県気仙沼市茗荷沢43番地73
破産者　佐藤　克也
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２４年（フ）第５４１号**
川崎市幸区東小倉19番48号
破産者　池端　昭弘
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１４２号**
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良５―503
破産者　新沼　高也
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１４３号**
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良５―503
破産者　新沼美智代
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１１４４号**
横浜市青葉区奈良４丁目４番地１　ヴェルディール奈良５―503新沼方
破産者　横山　次子
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１５５４号**
横浜市中区本牧原11番１―602号
破産者　大橋　　勲
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２２２９号**
横浜市鶴見区下末吉２丁目９番19号
破産者　大賀　正一
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４０８号**
静岡市葵区北539番地の20、旧住所静岡市葵区瀬名川３丁目19番16号
破産者　西野　則子
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８５５号**
京都市上京区千本通丸太町上る小山町888番地　ドルスＮＯ２―505
破産者　藤井こと　**藤**井　正見
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係